



愛媛県報

令和8年2月24日火曜日 第688号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課） ……67
- 保安林予定森林にする旨の通知（2件）……………（森林整備課） ……67
- 解除予定保安林にする旨の通知……………（ ） ……67
- 保安林の指定の解除……………（ ） ……68
- 道路の区域変更（県道桜井山路線）……………（東予地方局今治土木事務所） ……68
- 道路の区域変更（県道美川川内線）……………（中予地方局管理課） ……68
- 道路の供用開始（一般国道380号）……………（南予地方局大洲土木事務所） ……68

監 査 公 表

- 財政援助団体等監査結果の公表（3件）……………（監査事務局） ……68

告 示

○愛媛県告示第114号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	玉津・下島山地区 （西条市）	令和7年3月24日

○愛媛県告示第115号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
松山市九川乙944の7
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第116号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
西予市宇和町明間1610、1612から1614、1621から1625、1626の1、1626の2、1627の1、1627の2、1628、1629、1631、1632、1680の1、1680の2、1681の1、1682、1683の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
明間1612・1614・1624・1625・1626の1・1626の2・1627の1・1628・1631・1632・1681の1・1683の1（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、1627の2、1680の1、1680の2
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第117号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町大野ヶ原588の9、588の10

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

- 令和8年2月24日
- 愛媛県知事 中村時広
- 1 解除に係る保安林の所在場所
四国中央市金生町山田井乙573の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

○愛媛県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年2月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	桜井山路線	今治市八町西一丁目759番5	旧	メートル 12.0～20.3	キロメートル 0.019	
		今治市八町西一丁目759番5	新	12.0～20.3	0.019	

○愛媛県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年2月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川川内線	東温市井内字シヤウタ南842番地4地先から 同字842番地1地先まで	旧	メートル 6.0～8.1	キロメートル 0.015	
			新	6.0～9.0	0.015	

○愛媛県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年2月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町日野川1610番4から 同町日野川1610番4まで	令和8年2月26日

監査公表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。
令和8年2月24日

愛媛県監査委員 高田健司
同 大石豪
同 高石淳

同 帽子大輔

- 第1 監査の基準
愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。
- 第2 監査の種類
地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査
- 第3 監査の着眼点
監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る
出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行わ

れているか。

第4 監査の実施内容

令和6年度における下記の補助金等に係る出納その他の事務について、下記9団体に対して監査を実施した。

第5 監査対象機関と監査の結果

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日		
学 校 法 人 愛 光 学 園		令和7年11月28日		
一 般 財 団 法 人 積 善 会		〃		
学 校 法 人 挿 桃 学 園		〃		
社 会 福 祉 法 人 宝 集 会		〃		
今 治 商 工 会 議 所		〃		
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 農 業 会 議		〃		
内 子 町 森 林 組 合		〃		
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団		令和7年12月22日		
公益財団法人愛媛県国際交流協会		令和7年12月23日		
(監査の結果)				
第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好であった。				
事 業 主 体	補助金等の 名 称	補助対象事業等	補 助 対 象 事 業 費 等	補助金額等
学校法人 愛 光 学 園	令和6年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	愛光高等学校の 運営費	585, 876,702円	252, 178,108円
〃	〃	愛光中学校の運 営費	558, 405,219円	216, 683,452円
〃	令和6年度 愛媛県私立 学校デジタル 教育推進 事業費補助 金	愛光高等学校に おけるデジタル 人材の育成に資 する取組み	4, 802,704円	3, 000,000円
一般財団法人 積 善 会	令和6年度 愛媛県私立 専門学校授 業料等減免 事業費補助 金	十全看護専門学 校の授業料等減 免措置	4, 146,700円	4, 146,700円
〃	〃	愛媛十全医療学 院の授業料等減 免措置	7, 770,800円	7, 770,800円
〃	令和6年度 愛媛県看護 師等養成所 運営費補助 金	十全看護専門学 校の運営費	15, 215,000円	15, 215,000円
〃	令和6年度 愛媛県新興 感染症対応 力強化事業 (施設整備) 費補助金	十全総合病院の 施設整備	6, 670,000円	6, 670,000円
〃	令和6年度 愛媛県新興 感染症対応 力強化事業 (設備整備) 費補助金	十全総合病院の 設備整備	15, 544,000円	15, 544,000円

学校法人 挿 桃 学 園	令和6年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	桃山幼稚園の運 営費	163, 016,505円	59, 125,000円
〃	〃	番町幼稚園の運 営費	178, 125,717円	71, 103,000円
〃	令和6年度 愛媛県私立 幼稚園等子 育て総合支 援事業費補 助金	桃山幼稚園の預 かり保育、子育 て支援事業等	9, 744,694円	1, 760,000円
〃	〃	番町幼稚園の預 かり保育、子育 て支援事業等	10, 102,735円	1, 560,000円
社会福祉法人 宝 集 会	令和6年度 愛媛県介護 テクノロジー 一定着支援 事業費補助 金	小規模特別養護 老人ホーム宝閑 荘における介護 テクノロジーの 導入・定着	8, 190,094円	6, 142,000円
〃	〃	グループホーム 集いにおける介 護テクノロジー の導入・定着	6, 299,744円	4, 724,000円
〃	令和6年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	宝寿園(A型) の運営費	67, 483,502円	61, 717,000円
今治商工会議所	令和6年度 小規模事業 経営支援事 業費補助金	地域の小規模事 業者の振興と経 営の安定を図る 経費	59, 033,855円	53, 072,710円
一般社団法人 愛媛県農業会議	令和6年度 農業委員会 交付金等	農業委員会ネッ トワーク機構負 担金	17, 650,000円	17, 650,000円
〃	〃	農業委員会活動 強化対策事業	2, 186,000円	2, 186,000円
〃	〃	農業改善支援推 進事業	2, 558,000円	2, 558,000円
〃	〃	広域的な農地利 用調整活動等へ の支援事業	9, 619,000円	9, 619,000円
内子町森林組合	令和6年度 愛媛県造林 事業補助金	人工造林・下刈 り、間伐、森林 作業道整備	220, 915,430円	88, 366,172円
〃	令和6年度 自伐林家支 援事業費補 助金	植栽、間伐、作 業道改良	1, 428,920円	1, 428,920円
〃	令和6年度 未整備森林 再生事業費 補助金	森林作業道改良	11, 462,000円	11, 462,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉 事業団	令和6年度 愛媛県障がい 者スポーツ協 会運営費補 助金	障がい者スポー ツ協会運営費	13, 786,000円	13, 786,000円
〃	令和6年度 愛媛県パラ アスリート 支援費補助 金	パラリンピック ・デフリンビッ ク等出場を目指 す本県アスリート の活動	5, 000,000円	5, 000,000円
〃	令和6年度 全国障害者 スポーツ大会 中・四国ブ ロック予選 会出場費補 助金	予選会に出場す るチーム又は競 技団体等の必要 経費	3, 705,000円	3, 705,000円

〃	令和6年度障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金	全国障害者スポーツ大会正式種目を行うチーム又は競技団体の活動経費	5,511,275円	4,918,000円
〃	愛媛県障がい者福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（令和5年度繰越）	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた施設等のサービス継続に必要な経費	1,527,000円	1,527,000円
公益財団法人愛媛県国際交流協会	令和6年度愛媛県国際交流センター仮移転費補助金	国際交流センター仮設建物の修繕に要する経費	936,043円	936,043円
〃	令和6年度愛媛県外国人支援・海外連携推進員設置等事業費補助金	外国人支援・海外連携推進員による各種相談対応、関係機関との連絡調整	8,001,500円	2,278,000円
〃	令和6年度愛媛県共生社会実現推進員設置事業費補助金	共生社会実現推進員の設置、情報発信、在県外国人の地域社会参画事業	4,723,290円	4,723,290円

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
同 大 石 豪
同 高 石 淳
同 帽 子 大 輔

第1 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会に係る監査の実施について、帽子大輔監査委員を除斥した。

第2 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第3 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第4 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第5 監査の実施内容

令和6年度の出資に係る出納その他の事務について、下記7団体に対して監査を実施した。

第6 監査対象機関と監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公益財団法人えひめ女性財団	令和7年11月28日
公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会	令和7年12月17日
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	令和7年12月22日

公益財団法人愛媛県動物園協会	令和7年12月23日
公益財団法人愛媛県文化振興財団	〃
公益財団法人愛媛県国際交流協会	〃
公益財団法人伊方原子力広報センター	〃

（監査の結果）

第2から第5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好であった。

団 体 名	県 出 捐 額	基 本 金 等
公益財団法人えひめ女性財団	1,000,000,000円	設立 平成3年4月1日 基本金額 1,000,000,000円
公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会	45,041,000円	設立 平成21年7月1日 基本金額 121,954,000円
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	10,000,000円	設立 昭和47年4月1日 基本金額 10,000,000円
公益財団法人愛媛県動物園協会	10,000,000円	設立 昭和62年4月1日 基本金額 20,000,000円
公益財団法人愛媛県文化振興財団	1,200,000,000円	設立 昭和56年1月16日 基本金額 1,517,300,000円
公益財団法人愛媛県国際交流協会	1,000,000,000円	設立 平成元年4月1日 基本金額 1,500,000,000円
公益財団法人伊方原子力広報センター	2,000,000円	設立 昭和58年4月1日 基本金額 6,000,000円

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
同 大 石 豪
同 高 石 淳
同 帽 子 大 輔

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第3 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第4 監査の実施内容

令和6年度において実施された公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、下記7団体に対して監査を実施した。

第5 監査対象機関と監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
公益財団法人えひめ女性財団	令和7年11月28日	
コンソーシアム G E N K I	〃	
伊予鉄総合企画株式会社	令和7年12月17日	
特定非営利活動法人愛と心えひめ	令和7年12月22日	
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	〃	
公益財団法人愛媛県動物園協会	令和7年12月23日	
えひめ文化振興コンソーシアム	〃	
(監査の結果)		
第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好であった。		
公 館 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
公益財団法人 えひめ女性財団	愛媛県男女共同参画センター	83,573,000円
コンソーシアム G E N K I	道後公園	62,368,000円
伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県総合科学博物館	272,986,600円
〃	愛媛県歴史文化博物館	255,326,000円
特定非営利活動法人 愛と心えひめ	愛媛県在宅介護研修センター	53,624,505円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	48,011,000円
〃	愛媛県身体障がい者福祉センター	61,762,200円
〃	愛媛県障がい者更生センター	71,910,400円
〃	愛媛県視聴覚福祉センター	122,378,000円
公益財団法人 愛媛県動物園協会	愛媛県立とべ動物園	498,849,000円
えひめ文化振興コンソーシアム	愛媛県県民文化会館	410,271,125円